

早川町・身延町・南部町医療事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
(令和7年11月12日条例第20号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関しては、身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年身延町条例第8号)の規定を準用する。

(公表の方法)

第2条 管理者は、前年度における人事行政の運営状況及び公平委員会の業務の状況の報告を受けたときは、毎年9月末までに当該報告を取りまとめ、早川町・身延町・南部町医療事務組合公告式条例(令和7年組合条例第2号)に規定する掲示場へ掲示し、公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

